

# 岡山市西部リサイクルプラザ整備・運営事業

## 入札説明書

平成 23 年 5 月 24 日

岡山市

## 目 次

<b>第 1 入札説明書の位置付け</b> .....	1
<b>第 2 事業の概要</b> .....	2
1 事業内容に関する事項 .....	2
(1) 事業名称 .....	2
(2) 公共施設等の管理者等の名称 .....	2
(3) 事業の目的 .....	2
(4) 公共施設等の概要 .....	2
(5) スケジュール（予定） .....	5
(6) 法令等の遵守 .....	5
<b>第 3 入札参加に関する条件等</b> .....	6
1 入札参加者の備えるべき参加資格要件 .....	6
(1) 入札参加者の構成等 .....	6
(2) 各業務を行う者の要件 .....	6
(3) 入札参加者の制限 .....	9
(4) 入札参加表明の確認 .....	9
(5) 参加資格の確認 .....	10
2 その他要件等 .....	11
(1) S P C の設立に関する要件 .....	11
(2) 建設工事請負契約の締結に関する要件 .....	11
<b>第 4 入札の手続等</b> .....	12
1 入札の手続 .....	12
(1) 入札説明書等の公表 .....	12
(2) 入札説明書等に関する質問の受付 .....	12
(3) 入札説明書等に関する質問への回答の公表 .....	12
(4) 入札参加表明書の提出 .....	13
(5) 入札参加表明確認結果の通知 .....	13
(6) 入札参加表明の確認を認められない者に対する理由の説明 .....	13
(7) 入札の辞退 .....	14
(8) 入札参加表明確認基準日以降の取扱い .....	14
(9) 技術提案書の提出 .....	14
(10) 技術対話 .....	14
(11) 技術提案書の改善 .....	14
(12) 技術提案書の改善通知 .....	15
(13) 改善技術提案書の提出 .....	15
(14) 改善技術提案に関する要件の確認結果の通知 .....	15
(15) 改善技術提案に関する要件の確認を認められない者に対する理由の説明 .....	15

(16)	改善過程の公表	16
(17)	改善技術提案書に関する確認	16
(18)	入札書の提出	16
(19)	開札	16
(20)	一般競争入札参加資格確認申請書の提出	17
(21)	本事業を担当する課	18
(22)	入札・契約事務を担当する課	18
2	入札参加に関する留意事項	18
(1)	公正な入札の確保	18
(2)	入札書の書換え等の禁止	18
(3)	入札の延期等	19
(4)	入札の無効	19
(5)	費用の負担	20
(6)	使用言語、単位及び通貨	20
(7)	改善技術提案書の取り扱い	20
(8)	市の提供する資料の取り扱い	20
(9)	入札保証金	20
(10)	契約条項等の閲覧	21
3	許容価格（予定価格）及び提案の上限価格	21
(1)	許容価格（予定価格）	21
(2)	提案の上限価格	21
<b>第5</b>	<b>事業者の選定</b>	<b>22</b>
1	落札者の決定	22
(1)	落札者の決定方法	22
(2)	総合評価	22
(3)	落札者の決定	22
(4)	落札者を決定しない場合	22
2	契約手続等	23
(1)	基本協定の締結	23
(2)	S P Cの設立	23
(3)	特定建設工事共同企業体の結成	23
(4)	契約の締結	23
(5)	契約を締結しない場合	23
(6)	費用の負担	23
(7)	契約保証金	23
<b>第6</b>	<b>提出書類</b>	<b>25</b>
1	入札参加表明時の提出書類	25
2	入札辞退時の提出書類	25

3	技術提案書	25
4	改善技術提案書	26
5	入札時の提出書類	26
6	入札参加資格確認申請時の提出書類	26
<b>第7</b>	<b>提出書類作成要領</b>	<b>27</b>
<b>第7</b>	<b>提出書類作成要領</b>	<b>27</b>
1	一般的事項	27
2	技術提案書	27
3	入札書	28
4	入札参加資格確認申請時の提出書類	28
<b>第8</b>	<b>その他</b>	<b>29</b>
1	必要事項等の追加	29
2	情報公開及び情報提供	29
<b>別図1</b>	<b>計画地案内図</b>	<b>30</b>
<b>別図2</b>	<b>事業スキーム図</b>	<b>31</b>
<b>別図3</b>	<b>入札書の提出用封筒</b>	<b>32</b>
<b>別紙1</b>	<b>本事業において市が事業者を支払う対価について</b>	<b>33</b>
1	対価の構成	33
2	対価の算定方法	33
3	対価の支払方法	35
4	物価変動等による改定	35
<b>別紙2</b>	<b>運營業務に係る対価の減額等の基準と方法</b>	<b>38</b>
1	運営期間中の業務水準低下に関する措置	38
2	モニタリングの方法	39
3	運營業務に係る対価の返還	42

## 第1 入札説明書の位置付け

本入札説明書は、岡山市（以下「市」という。）が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に準じて、特定事業として選定した、岡山市西部リサイクルプラザ整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を募集及び選定するに当たり、入札参加希望者に配布するものである。本事業に係る入札公告による総合評価一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書による。

また、次の文書は、本入札説明書と一体のものである（以下「入札説明書等」という。）。したがって、提案書の作成に当たっては入札説明書等を精読の上、遺漏の無いように努めること。なお、入札説明書等と、先に市が公表した「実施方針」並びに「実施方針に関する質問・意見への回答」との間に異なる点がある場合には、入札説明書等の規定が優先するものとする。

別添資料1：要求水準書

別添資料2：落札者決定基準

別添資料3：様式集

別添資料4：基本協定書（案）

別添資料5：基本契約書（案）

別添資料6：建設工事請負契約書（案）

別添資料7：運營業務委託契約書（案）

本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の3つの契約をまとめて、以下「特定事業契約」という。

## 第2 事業の概要

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

岡山市西部リサイクルプラザ整備・運営事業

#### (2) 公共施設等の管理者等の名称

岡山市長 高谷 茂男

#### (3) 事業の目的

本事業は、啓発機能を併せ持った西部リサイクルプラザ（以下「本施設」という。）を整備するとともに、安定的かつ経済的に稼動することにより、岡山市都市ビジョンに掲げる資源化率の向上や埋立処分率の低減など、持続可能な資源循環型社会の形成の推進に寄与することを目的とする。

なお、設計・建設及び維持管理・運営については、民間事業者のノウハウを活用するものとする。

#### (4) 公共施設等の概要

##### 1) 施設名称

西部リサイクルプラザ

##### 2) 計画施設の概要

###### ア 計画地の概要

所在地	岡山市北区野殿西町 428-2（別図 1 参照）	
敷地面積	約 9,400 m <sup>2</sup>	
都市計画事項	都市計画区域	市街化調整区域
	用途地域	指定なし
	防火地域	指定なし
	高度地区・高度利用地区	指定なし
	建ぺい率	60%以下
	容積率	200%以下
	高さ制限	建築基準法による
日影規制	規制なし	

イ 計画施設の概要

リサイクルプラザ	<p>①粗大ごみ処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設規模：26t/5h (可燃性粗大ごみ 3t/5h、不燃性粗大ごみ 3t/5h、不燃ごみ 20t/5h)</li> </ul> <p>②資源選別施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設規模：17t/5h (空きびん 8t/5h、ペットボトル 6t/5h、古紙・古布 3t/5h)</li> <li>・その他 発泡トレイ、廃乾電池等、蛍光管、廃食用油</li> </ul> <p>③啓発施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不要品の修理及び再生を行うための設備</li> <li>・不要品及び再生品の展示販売を行うための設備</li> <li>・不要品及び再生品の保管のための設備</li> <li>・研修のための設備</li> </ul> <p>④家庭系粗大・資源化物回収所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭系粗大ごみの直接搬入の受入設備</li> <li>・家庭系資源化物の直接搬入の受入設備</li> </ul> <p>⑤その他設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電システム</li> </ul>
----------	--

3) 土地の使用等に関する事項

市は、設計・建設期間中、本事業の用に供するため、民間事業者により市有地である土地を使用させる。

4) 事業の内容

ア 事業方式

本事業は、DBO (Design (設計) - Build (建設) - Operate (維持管理・運営)) 方式により実施する。なお、本施設は、市が原始取得者となり所有する。

落札者の構成員及びSPC (落札者の構成員が株主として出資設立する特別目的会社) を選定事業者 (以下「事業者」という。) として、市の所有となる西部リサイクルプラザの設計、建設、及び維持管理・運営 (以下「運営」という。) に係る業務を一括して行うものとする。

イ 契約の形態

市は、本事業について事業者により本施設の設計・建設業務及び運營業務を一括で委託するため、事業者と本事業に係る基本契約を締結する。

また、市は基本契約に基づき、建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、市は基本契約に基づき、SPCと本事業に係る運營業務委託契約を締結す

る。(別図2参照)

#### ウ 事業期間

事業期間は、次のとおり予定する。

(ア) 特定事業契約の締結：平成24年3月

(イ) 設計・建設期間：平成24年3月から平成26年12月(2年9ヶ月)

(ウ) 運営期間：平成27年1月から平成46年12月(20年間)

#### エ 事業期間終了時の措置

市は、事業期間終了後も20年間にわたり本施設を継続して公共の用に供する予定である。なお、事業者は、事業期間終了時に市の定める引継ぎ時における本施設の要求水準を満足する状態で、市に引継ぐものとする。

### 5) 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う本事業の業務範囲は次のとおりとする。なお、具体的な業務範囲については、要求水準書を参照すること。

#### ア 本施設の設計・建設業務

建設事業者は、市と締結する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・建設業務を行う。建設業務については、要求水準書に示す土木・建築工事、機械設備工事及び関連業務を行う。

#### イ 本施設の運営業務

S P Cは、運営業務委託契約に基づき、処理対象物の計量、受け入れ、料金徴収を行い、要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、運営業務については、要求水準書に示す受付管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、啓発業務、情報管理業務及び関連業務を行う。

### 6) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりとする。

#### ア 本施設の設計・建設業務に係る対価

市は、本施設の設計・建設業務に係る対価について、「工事請負契約書」に基づき、建設事業者に支払う。

#### イ 本施設の運営業務に係る対価

市は、運営業務に係る対価について、「運営業務委託契約書」に基づき、S P Cに支払う。運営業務に係る対価は、固定料金と変動料金(一般廃棄物の処理量に応じて変動)で構成されるものとする。運営業務に係る対価は、物価変動に基づき年1回の改定を行うものとする。なお、運営業務内容については、概ね5年毎に見直す予定である。

#### ウ 資源化物の取扱い

資源化物の売却については、市で行う。市は、S P Cに対して、資源化物(破碎系の鉄類及び破碎系のアルミ類)の品質を高める努力を促すインセンティブフィーの支払いを行う。



## (5) スケジュール (予定)

本事業のスケジュールは、次のとおりとする。

平成23年 5月24日 (火)	入札公告、入札説明書等の公表
平成23年 5月31日 (火) ～ 6月2日 (木)	入札参加資格に関する質問の受付
平成23年 6月20日 (月)	入札参加資格に関する質問回答の公表
平成23年 6月27日 (月) ～ 6月29日 (水)	入札参加表明書の受付
平成23年 7月7日 (木)	入札参加表明書の確認
平成23年 7月8日 (金) ～ 7月12日 (火)	その他全般に関する質問の受付 (入札参加資格を除く)
平成23年 7月29日 (金)	その他全般に関する質問回答の公表 (入札参加資格を除く)
平成23年 9月26日 (月) ～ 9月28日 (水)	技術提案書の受付
平成23年10月19日 (水) ～10月20日 (木)	技術対話
平成23年10月27日 (木)	改善通知
平成23年11月14日 (月) ～11月15日 (火)	改善技術提案書及び入札書の受付
平成23年11月25日 (金)	開札
平成23年12月1日 (月)	参加資格の審査
平成23年12月上旬	落札者の決定
平成23年12月中旬	基本協定の締結
平成24年 1月末	特定事業契約の締結 (仮契約)
平成24年 3月	特定事業契約の締結 (本契約)

## (6) 法令等の遵守

市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

### 第3 入札参加に関する条件等

#### 1 入札参加者の備えるべき参加資格要件

##### (1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- 1) 入札参加者は、本施設の設計業務を行う者、建築物の建設業務を行う者、プラントの建設業務を行う者、及び運營業務を行う者で構成されるものとする。また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とする 것도可能とする。なお、入札参加表明時に構成員の企業名を表明するものとする。
- 2) 設計・建設業務において、市と建設工事請負契約を締結する者（特定建設工事共同企業体を結成する場合はそのメンバーになる者）は、構成員とならなければならない。また、運營業務において、SPCから直接業務の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。
- 3) 入札参加者の構成員の企業数の上限は任意とするが、構成員は本事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。
- 4) 入札参加者は、下記(2)－(3)に定める「本施設のプラントの建設業務を行う者」1者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、SPCに50%超の出資をするとともに、50%を超えるSPCの議決権割合を有するものとする。また、建設事業者が複数の企業で構成される特定建設工事共同企業体となる場合、代表企業が当該共同企業体の唯一最大の出資者になるものとする。
- 5) 入札参加表明書提出以降、入札参加者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うものとする。
- 6) 入札参加者の構成員（入札参加表明書提出以降、市がやむをえない事情と認めた場合、並びに入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成員を含む。）は、他の入札参加者の構成員になることはできない。

##### (2) 各業務を行う者の要件

入札参加者は、次の1)から4)の各項の要件を満たす者とする。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。また、1)、2)及び3)の業務を共同で行うときは、特定建設工事共同企業体を結成して参加することとする。この場合において、2)及び3)に係る業務を行うものにあつては、10%以上の出資比率であるものとし、1)に係る業務を行う者については、出資があることを条件とする。

1) 本施設の設計業務を行う者の要件

本施設の設計業務を行う者は構成員とし、次の要件を全て満たすこと。本業務を複数の者で行う場合は、いずれの者も次の要件を全て満たすこと。

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。
- イ 開札日時点において、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する規程に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）又は岡山市特定調達契約に係る有資格者名簿（以下「特定調達名簿」という。）に登載されていること。
- ウ 開札日時点において、本市発注の建設コンサルタント業務等において低入札価格調査基準価格未満等で応札したことにより、入札参加制限を受けていないこと。

2) 本施設の建築物の建設業務を行う者の要件

本施設の建築物の建設業務を行う者（下請負業者等を除く。）は構成員とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも 1 者は次の要件を全て満たし、他の者はオ以外の要件を満たすこと。

- ア 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- イ 一級建築士の免許取得者を有すること。
- ウ 建設業法における建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を本工事に専任で配置できること。
- エ 開札日時点において、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する規程に基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登載されていること。
- オ 入札参加表明書の提出期限日において、平成 8 年 4 月 1 日以降、1 棟で下記（ア）から（エ）までを全て満たす建築工事を元請で契約し、完成後引渡し完了した実績を有すること。（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、構成員数が 2 社の場合は出資比率が 30%以上、3 社以上の場合は 20%以上のものに限り、実績として認める。）
  - (ア) 新築又は増築工事
  - (イ) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
  - (ウ) 4 階建以上
  - (エ) 1 棟あたりの延床面積が 5,000 m<sup>2</sup>以上。ただし、増築工事の場合は、既存部分の面積は含まないものとする。
- カ 入札参加表明書の提出期限日において、有効な最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「最新の経審」という。）における建築一式工事業の総合評定値が 1 社で参加するときは 1,000 点以上、複数で参加するときは 820 点以上であること。ただし、複数で参加する時は、そのうち 1 社は 1,000 点以上であること。
- キ 開札日時点において、本市発注の建設工事において低入札価格調査基準価格未満で応

札したことにより、入札参加制限を受けていないこと。

### 3) 本施設のプラントの建設業務を行う者の要件

本施設のプラントの建設業務を行う者（下請負業者等を除く。）は構成員とし、次の要件を全て満たすこと。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たし、他の者はエ以外の要件を満たすこと。

- ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- イ 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を本工事に専任で配置できること。
- ウ 開札日時点において、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する規程に基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登録されていること。
- エ 入札参加表明書の提出期限日において、平成13年4月1日以降、下記（ア）及び（イ）を全て満たす清掃施設工事を元請で契約し、完成後引渡しが完了した実績を有すること。（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、構成員数が2社の場合は出資比率が30%以上、3社以上の場合には20%以上のものに限り、実績として認める。）
  - （ア）地方公共団体の一般廃棄物処理施設
  - （イ）施設規模20t/日以上処理能力を有するリサイクルプラザ（ただし、破碎・選別設備を有するもの）
- オ 入札参加表明書の提出期限日において、最新の経審における清掃施設工事業の総合評定値が950点以上であること。
- カ 開札日時点において、本市発注の建設工事において低入札価格調査基準価格未満で応札したことにより、入札参加制限を受けていないこと。

### 4) 本施設の運營業務を行う者の要件

本施設の運營業務を行う者は構成員とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たし、他の者はア及びイの要件を満たすこと。

- ア 開札日時点において、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する規程に基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登録されていること。
- イ 開札日時点において、廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- ウ 入札参加表明書の提出期限日において、平成13年4月1日以降、20t/日以上処理能力を有するリサイクルプラザ（ただし、破碎・選別設備を有するもの）の運転管理業務を元請で契約し、1年以上実施した実績を有していること。（本事業と同様に当該事業に係るSPCを組成する事業における運転管理業務の実績の場合は、当該事業

に係る事業契約書等において運転管理業務を担う主たる企業として明記されている場合に限り実績として認める。)

- エ 開札日時点において、廃棄物処理施設技術管理者（破碎・リサイクル施設技術管理者）になりうる資格を有し、かつ、一般廃棄物を対象とした 20 t/日以上処理能力を有するリサイクルプラザ（ただし、破碎・選別設備を有するもの）の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として本施設の運営開始後 2 年間以上専任で配置できること。

### (3) 入札参加者の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び岡山市契約規則第 2 条第 1 項の規定に該当する者。
- 2) 開札日時点において岡山市指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止又は指名留保期間中の者。
- 3) 岡山市入札契約等に係る暴力団等排除対策要綱第 2 条第 3 号に規定する役員等のうち同条第 6 号に規定する暴力団関係者に該当する者のあるもの、又は暴力団関係者がその事業活動を支配する者。
- 4) 代表者が同じ法人又は個人が、他の入札参加者の構成員となっている者。
- 5) 市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びそのものと当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。この場合において、「資本面において関連のある者」とは、当該企業の総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は次のとおりである。

- ア パシフィックコンサルタンツ株式会社  
イ 日比谷パーク法律事務所

### (4) 入札参加表明の確認

- 1) 入札参加表明時に、上記（2）－ 2）、（2）－ 3）、及び（2）－ 4）に示す実績要件を確認する。当該実績要件を確認する日（以下「入札参加表明確認基準日」という。）は、入札参加表明書の提出期限日（平成 23 年 6 月 29 日）とする。

- 2) 入札参加表明書は、次の書類を提出するものとする。
- ア 入札参加表明書
  - イ 上記(2) - 2) - オの実績を証する書類及び上記(2) - 2) - カを証する最新の経審の写し
  - ウ 上記(2) - 3) - エの実績を証する書類及び上記(2) - 3) - オを証する最新の経審の写し
  - エ 上記(2) - 4) - ウの実績を証する書類
- 3) 入札参加表明確認基準日(平成23年6月29日)の翌日から開札日(平成23年11月25日)までの間、入札参加者の構成員が入札参加資格の要件を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員が入札参加資格の要件を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、入札参加資格の要件を欠いた構成員に代わって、入札参加資格の要件を有する構成員を補充し、実績等を確認し、市が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成員の入札参加表明確認基準日は、当初の構成員が入札参加資格の要件を欠いた日とする。

#### (5) 参加資格の確認

- 1) 入札参加資格確認基準日は、開札日(平成23年11月25日)とする。
- 2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び申請方法については、後記「第4 入札の手続等」に示すとおりとする。
- 3) 開札日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成員が次の各号に該当した場合、市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。
- ア 手形の不渡り、債権譲渡等により経営状態が著しく悪いとき。
  - イ 入札に当たって不正の行為があったとき。
  - ウ 建設業の許可を失う等、契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。
  - エ 工事の請負契約において、建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けていないとき又は同法第27条の27及び第27条の29第1項の規定による通知を受けていないとき。
  - オ 当該入札前に発生した事案により指名停止基準に基づき指名停止又は指名留保されたとき。
  - カ 前号の規定にかかわらず、指名停止基準別表第7項第1号ア若しくは第2号ア、第8項第1号、第9項又は第11項のいずれかに該当することを理由として指名停止されたとき。
  - キ 前各号のほか、法令等に違反し、契約の目的が達せられないと認められるとき。

- 4) 落札者決定日の翌日から特定事業契約の締結の承認に係る市議会の議決日までの間、落札者の構成員が次の各号に該当し入札参加資格を欠くに至った場合、市は事業者と特定事業契約を締結しない。この場合において、市は事業者に対して一切の費用負担を負わないものとする。
- ア 手形の不渡り、債権譲渡等により経営状態が著しく悪いとき。
  - イ 入札に当たって不正の行為があったとき。
  - ウ 建設業の許可を失う等、契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。
  - エ 工事の請負契約において、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けていないとき又は同法第 27 条の 27 及び第 27 条の 29 第 1 項の規定による通知を受けていないとき。
  - オ 指名停止基準別表第 7 項第 1 号ア若しくは第 2 号ア、第 8 項第 1 号、第 9 項又は第 11 項のいずれかに該当することを理由として指名停止されたとき。
  - カ 前各号のほか、法令等に違反し、契約の目的が達せられないと認められるとき。

## 2 その他要件等

### (1) S P C の設立に関する要件

- 1) 落札者は、仮契約締結までに S P C を設立すること。なお、S P C は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定される株式会社とし、岡山市内に本店を置くこと。
- 2) S P C への出資は落札者の構成員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めない。また、落札者の構成員のうち、代表企業は 50% 超の出資をするとともに、50% を超える議決権割合も有すること。なお、出資金額の合計は 8,000 万円以上とし、運営期間中これを維持するものとする。S P C 設立から供用開始までの出資金額は任意とする。
- 3) 全ての出資者は、特定事業契約が終了するまで S P C の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

### (2) 建設工事請負契約の締結に関する要件

市は、事業者のうち設計・建設業務を行う建設事業者と建設工事請負契約を締結するにあたり、上記 1 - (2) - 1)、1 - (2) - 2) 及び 1 - (2) - 3) の要件を満たす構成員が結成した特定建設工事共同企業体と建設工事請負契約を締結する。なお、事業者が全ての参加資格要件を満たす単独企業の場合は、当該企業と建設工事請負契約を締結する。

## 第4 入札の手続等

### 1 入札の手続

#### (1) 入札説明書等の公表

平成23年5月24日に入札説明書等を岡山市ホームページにおいて公表する。入札説明書等に関する入札説明会は開催しない。

#### (2) 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

##### 1) 入札参加資格に関する質問の受付

入札説明書の「第3 入札参加に関する条件等」に関する質問を、下記受付期間に受け付ける。

入札説明書の「第3 入札参加に関する条件等」に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書(様式第1号を用いて入札説明書「第3 入札参加に関する条件等」に対する質問のみを行うこと)に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル(Microsoft Excel 2003で読取りが可能なもの)を添付し、岡山市環境局環境施設課に送付して提出するものとする。電話やファクシミリ、口頭による質問は受け付けない。市は提出者に、受領確認の電子メールを送付する。

受付期間：平成23年5月31日(火)から6月2日(木)17時15分まで

##### 2) その他全般に関する質問の受付(入札参加資格を除く)

入札説明書等のその他全般に関する質問を、下記受付期間に受け付ける。入札説明書等全般(入札参加資格を除く)に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書(様式第1号)に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル(Microsoft Excel 2003で読取りが可能なもの)を添付し、岡山市環境局環境施設課に送付して提出するものとする。電話やファクシミリ、口頭による質問は受け付けない。市は提出者に、受領確認の電子メールを送付する。

なお、第2回の質問については、下記(5)の入札参加表明の確認を認められた入札参加者の代表企業のみ質問を提出することができるものとする。

受付期間：平成23年7月8日(金)から7月12日(火)17時15分まで

#### (3) 入札説明書等に関する質問への回答の公表

入札参加資格に関する質問への回答は平成23年6月20日(月)までに、また、その他全般に関する質問への回答は平成23年7月29日(金)までに、岡山市ホームページにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。

([http://www.city.okayama.jp/category/category\\_00001721.html](http://www.city.okayama.jp/category/category_00001721.html))



#### (4) 入札参加表明書の提出

本入札に参加を希望する者は、次により入札参加表明書の提出を行わなければならない。  
期限までに入札参加表明書を提出しない者は、入札に参加することができない。

##### 1) 提出書類

後記「第6 提出書類」に示すとおりとする。

##### 2) 提出方法

持参、郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）又は託送（配達記録が残る方法に限る。）による。なお、上記以外の方法によるものは認めない。

##### 3) 受付期間

###### ア 持参による場合

平成23年6月27日（月）8時30分から6月29日（水）17時15分まで（ただし、正午から13時まで、及び岡山市の休日を定める条例に定める市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

###### イ 郵送又は託送による場合

平成23年6月29日（水）必着

##### 4) 提出先

岡山市財政局契約課（後記（22）入札・契約事務を担当する課）

#### (5) 入札参加表明確認結果の通知

入札参加表明確認結果は、入札参加表明書を提出した入札参加者の代表企業に対して、平成23年7月7日（木）までに郵送により通知する。

なお、入札参加表明の確認を認められた企業名及び企業数等については公表しない。

#### (6) 入札参加表明の確認を認められない者に対する理由の説明

入札参加表明確認結果の通知により、当該確認を認められなかった入札参加者は、市に対してその理由について、次のとおり、書面（様式自由。ただし、代表企業の代表者印を要する。）を提出することにより、説明を求めることができる。

市は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加者の代表企業に対して、平成23年7月20日（水）までに書面により回答する。

##### 1) 提出方法

持参による。

##### 2) 提出期限

平成23年7月13日（水）17時15分まで（休日を除く。）

### 3) 提出場所

岡山市財政局契約課

### (7) 入札の辞退

入札参加表明の確認を認められた入札参加者が、入札を辞退する場合は、入札書提出期限までに、入札辞退届（様式第7号）を提出すること。ただし、特に必要があると認める場合を除き、入札書郵送後の入札辞退は認めない。

### (8) 入札参加表明確認基準日以降の取扱い

前記第3-1-(4)-3)を参照すること。

### (9) 技術提案書の提出

入札参加表明の確認を認められた入札参加者は、後記「第6 提出書類」に示す技術提案書を次のとおり提出すること。なお、提出は入札参加者の代表企業が行うこと。

#### 1) 技術提案書及び技術提案書の電子データの提出について

##### ア 提出方法

持参、郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）又は託送（配達記録が残る方法に限る。）による。なお、上記以外の方法によるものは認めない。

##### イ 受付期間

持参による場合 平成23年9月26日（月）8時30分から9月28日（水）17時15分まで（ただし、正午から13時まで、及び休日を除く。）

郵送又は託送による場合 平成23年9月28日（水）必着

##### ウ 提出先

岡山市財政局契約課

### (10) 技術対話

技術対話は、平成23年10月19日（水）から10月20日（木）まで（休日を除く。）に、入札参加者ごとに実施する予定である。なお、実施する場合、日時及び場所等は詳細が決定し次第、市より入札参加者の代表企業に通知する。

入札参加者側の出席者は、技術提案書の内容を十分に理解し説明できる者とし、複数でも可とするが、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。

### (11) 技術提案書の改善

1) 上記(10)に示す技術対話において、技術提案書の記載内容につき、次のいずれかの場合が生じたときは、入札参加者は既に提出した技術提案書を改善することができる。

ア 市が入札参加者に改善を求め、入札参加者が応じた場合。

イ 入札参加者が改善の提案を行い、市が採用した場合。

2) 上記1) アにおいて、市が入札参加者に改善を要請し、技術提案書の再提出を求めるのは、次の場合に限定する。

ア 要求水準に係る指摘

技術提案の内容に、市の要求水準を満たさない事項がある場合。

イ 追加資料の提出

技術提案の実現性や安全性等を確認するための資料が不足している場合。

#### (12) 技術提案書の改善通知

市は、技術対話の結果等を踏まえ、市が入札参加者に改善を要請した事項、又は入札参加者自らによる改善提案があった場合は、その採用の可否を記載する改善通知を、平成 23 年 10 月 27 日（木）までに通知する。

#### (13) 改善技術提案書の提出

入札参加者が上記（12）に示す改善通知を受領した場合は、その内容に従い、改善技術提案書を次のとおり提出すること。ただし、改善通知における記載事項以外の提案内容の変更、修正等は認めない。なお、提出は入札参加者の代表企業が行うこと。

1) 改善技術提案書及び改善技術提案書の電子データの提出について

ア 提出方法

持参、郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）又は託送（配達記録が残る方法に限る。）による。なお、上記以外の方法によるものは認めない。

イ 受付期間

持参による場合 平成 23 年 11 月 14 日（月）8 時 30 分から 11 月 15 日（火）17 時 15 分まで（ただし、正午から 13 時まで、及び休日を除く。）

郵送又は託送による場合 平成 23 年 11 月 15 日（火）必着

ウ 提出先

岡山市財政局契約課

#### (14) 改善技術提案に関する要件の確認結果の通知

提出された改善技術提案書について、落札者決定基準に示す必須項目を満たしていることを確認し、当該確認結果を入札参加者の代表企業に対して通知する。

#### (15) 改善技術提案に関する要件の確認を認められない者に対する理由の説明

改善技術提案に関する要件の確認結果の通知により、当該確認を認められなかった入札参加者は、市に対してその理由について、次のとおり、書面（様式自由。ただし、代表企業の代表者印を要する。）を提出することにより、説明を求めることができる。

市は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加者の代表企業に対して、平成 23 年 11 月 24 日（木）までに書面により回答する。

1) 提出方法

持参による。

2) 提出期限

平成 23 年 11 月 21 日（月）17 時 15 分まで（休日を除く。）

3) 提出場所

岡山市財政局契約課

**(16) 改善過程の公表**

特定事業契約締結後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表する。

**(17) 改善技術提案書に関する確認**

改善技術提案書を審査するにあたって、提案内容の確認のために必要と判断した場合、入札参加者に当該内容確認を行うことができる。確認事項については、書面により入札参加者の代表企業に通知する。

**(18) 入札書の提出**

入札参加者は、後記「第 6 提出書類」に示す入札書を次のとおり提出すること。なお、提出は入札参加者の代表企業が行うこと。

1) 提出書類

後記「第 6 提出書類」に示すとおりとする。

2) 提出方法

郵送（岡山大供郵便局留の一般書留又は簡易書留郵便に限る。）による。

3) 提出期限

平成 23 年 11 月 15 日（火）必着

4) 宛先

〒700-0913 岡山大供郵便局留 岡山市役所契約課

**(19) 開札**

入札書の開札は、入札参加者又はその代理人の立会いの上、次のとおり行う。立会いを行う者は、各入札参加者で 1 名とする。また、代理人が開札に立会う場合、開札に関する委任状（様式第 15 号）を、当日持参すること。

1) 日時

平成 23 年 11 月 25 日 (金) 13 時

2) 場所

岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号

岡山市役所本庁舎 5 階入札室

3) 開札における留意事項

ア 入札回数は 1 回とする。

イ 開札は、入札参加者のうち立会いを希望する者を立ち合わせて執行するものとする。

この場合において、立会希望者が多数のときは先着順で 5 人を立ち合わせるものとし、立会希望者がいないときは当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

ウ 開札の立会人は、入札参加者の代表企業の代表者若しくは受任者又はその代理人（代理人の場合は、委任状を提出した者に限る。）とする。

エ 入札執行者は、開札の結果、入札参加者の入札が、(20) に示す一般競争入札参加資格確認申請書に基づき参加資格の有無の確認を行うまでもなく、下記 2-(4) のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。

オ 入札執行者は、開札の結果、上記エにより無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の価格の入札書を提出した入札参加者が 1 人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出したものがない場合は入札を不調とする。

カ 談合の疑いが認められる場合は、入札を中止又は延期することがある。

キ 上記オ又はカによる場合のほか、市長が特に必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることがある。

ク 上記カ又はキに基づき入札の中止又は入札の取消しをした場合は、入札参加者の提出した当該入札に係る入札書を無効とする。

ケ 本入札には、建設工事の積算疑義申立手続に関する要綱（平成 22 年市告示第 238 号）は適用しない。

コ 本入札には、岡山市建設工事低入札価格調査実施要綱（平成 20 年 3 月 31 日市告示第 227 号）及び岡山市建設コンサルタント業務等低入札価格調査実施要綱（平成 20 年 3 月 31 日市告示第 230 号）は適用しない。

サ 市は入札の中止等に伴う損害賠償については、その責を負わないものとする。

**(20) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出**

入札参加資格確認対象者として決定された者は、後記「第 6 提出書類」に示す一般競争入札参加資格確認申請書を次のとおり提出すること。なお、提出は入札参加者の代表企業が行うこと。

1) 提出書類

後記「第 6 提出書類」に示すとおりとする。

2) 提出方法

持参による。

3) 提出期限

入札参加資格確認対象者となった日の2日後の17時15分まで。(休日を除く。)

4) 提出先

岡山市財政局契約課

**(21) 本事業を担当する課**

岡山市環境局環境施設課

〒700-8544

岡山市北区大供一丁目1番1号

電話番号：086-803-1311 管理係(直通)

086-803-1312 施設係(直通)

FAX : 086-803-1737

E-mail : kankyoushisetsuka@city.okayama.jp

**(22) 入札・契約事務を担当する課**

岡山市財政局契約課

〒700-8544

岡山市北区大供一丁目1番1号

電話番号：086-803-1157 工事契約係(直通)

**2 入札参加に関する留意事項**

**(1) 公正な入札の確保**

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触することのないように留意すること。また、入札参加者は、入札説明書に定めるもののほか、岡山市契約規則、その他関係法令を遵守すること。

**(2) 入札書の書換え等の禁止**

入札参加者は、提出期限以降における入札書の差し換え及び再提出をすることができない。

### (3) 入札の延期等

市が必要と認めたときは、入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

### (4) 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- 1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札。
- 2) 入札方法に違反して行なわれた入札。
- 3) 入札書に記名押印がない入札。
- 4) 総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札。
- 5) 同一入札事項について同一人が2通以上の入札書を提出した入札。
- 6) 市が指定した方法以外の方法で入札書、入札価格内訳書、技術提案書及び改善技術提案書（以下「入札書等」という。）を郵送した入札。
- 7) 入札書等が到着期限までに到着していない入札。
- 8) 封筒記載の事業名称又は差出人名と同封された入札書に記載された事業名称又は入札者名が相違する入札。
- 9) 封筒に事業名称又は差出人名が記載されていない入札。
- 10) 1つの封筒に複数の入札書を封入して郵送した入札。
- 11) 入札価格内訳書が入札書とともに封筒に同封されていない入札
- 12) 明らかに不正によると認められる入札。
- 13) 入札参加表明の確認を認められない者又は改善技術提案に関する要件の確認を認められない者がした入札。
- 14) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札。

## (5) 費用の負担

入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。

## (6) 使用言語、単位及び通貨

この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

## (7) 改善技術提案書の取り扱い

### 1) 著作権

改善技術提案書の著作権は入札参加者に帰属する。

### 2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

### 3) 改善技術提案書の変更等の禁止

改善技術提案書の変更、差し替え又は再提出は認めない。

### 4) 改善技術提案書の使用等

提出された改善技術提案書は、民間事業者の選定に関わる公表等以外に入札参加者に無断で使用しない。公表、展示、その他市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、市はこれを無償で使用することができるものとする。

なお、提出された改善技術提案書は返却しない。

## (8) 市の提供する資料の取り扱い

入札参加者（入札までに辞退したものを含む）は、市が提供する資料を、本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

## (9) 入札保証金

### 1) 納入金額

見積もった契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額）の 100 分の 5 以上の額を納付すること。

入札保証金に代わる担保として提供することができるものは、銀行又は市長が確実と認める金融機関（以下「金融機関」という。）の保証とする。

入札保証金を免除することができる者は、平成 21 年 1 月 1 日以降に、本市との間で締結した契約を履行しないこと、本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者、又は入札保証保険契約を締結した者とする。



## 2) 納入方法

岡山市財政局契約課において発行する納入通知書で納付し、開札日の前日（休日を除く。）の午後 3 時までには領収書を契約課へ提出すること。（金融機関の保証を提供する場合は、開札日の前日（休日を除く。）の午後 3 時までには契約課へ提出すること。入札保証保険契約を締結した場合も同様とする。）

## (10) 契約条項等の閲覧

契約条項等は、岡山市ホームページにおいて閲覧することができる。

## 3 許容価格（予定価格）及び提案の上限価格

### (1) 許容価格（予定価格）

本事業の許容価格（予定価格）は、落札者の決定後に公表する。

### (2) 提案の上限価格

応募者の提案する設計・建設業務に係る対価と運營業務に係る対価の合計金額の上限価格（消費税及び地方消費税の額を含まない。）は8,678,000千円とする。

なお、当該上限価格は、事業期間にわたる設計・建設業務に係る対価と運營業務に係る対価を単純に合計した金額であり、契約書（案）に規定する物価変動等は見込んでいない。

## 第5 事業者の選定

### 1 落札者の決定

#### (1) 落札者の決定方法

本事業は、設計・建設、運営の各業務を事業者に一括して性能発注することで、各業務を通じた包括的な創意工夫が発揮され、より効率的かつ機能的なサービスの提供を求めるものである。したがって、落札者の決定方法については、入札価格のほか、設計・建設、運営等の提案内容、市の要求水準との適合性並びに資金計画及びリスク分担を含む事業計画の妥当性・確実性等の各面から総合的に評価する方式（総合評価一般競争入札）を採用する。

市は、税抜き許容価格以下で、入札説明書等で指定する性能等の要求水準を満たしている提案をした入札参加者の中から、上記の方法をもって落札者を決定する。ただし、入札価格が著しく低価格の場合には調査を行い、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは失格とする場合がある。

落札者決定にあたっての基準等は、落札者決定基準による。

#### (2) 総合評価

市は、あらかじめ定める落札者決定基準に基づき、技術提案書を評価し技術評価点を算定する。また、市は、前記第4-1-(19)に示す開札を行った結果より、あらかじめ定める落札者決定基準に基づき、価格評価点を算定する。

市は、学識経験者の意見を聴取した上で、技術評価点及び価格評価点の合計（総合評価点）が最も高い提案を行った入札参加者を入札参加資格確認対象者として決定する。

#### (3) 落札者の決定

市は、入札参加資格確認対象者より提出された一般競争入札参加資格確認申請書等について、参加資格審査を行う。

当該審査の結果、入札参加資格を有することが確認できた場合は、落札者として決定し、入札参加資格確認結果を通知するとともに、速やかに公表する。なお、PFI法第8条に規定する客観的評価については、落札者との基本協定締結後に公表する。

#### (4) 落札者を決定しない場合

市は、事業者の募集、評価及び落札者の決定において、入札参加者がいない、あるいは、いずれの入札参加者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業をDBO方式で実施することが適当でないと判断した場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

## 2 契約手続等

### (1) 基本協定の締結

落札者と市は、速やかに契約の締結に関して、基本協定書（案）について合意し基本協定を締結するとともに、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運營業務委託契約書（案）に基づき契約手続きを行う。

### (2) S P C の設立

落札者は、仮契約締結までに、前記第 3 - 2 - (1) に規定する S P C を設立すること。

### (3) 特定建設工事共同企業体の結成

本事業の設計業務と建設業務を共同で担当する建設事業者は、本事業を設計と建設を行う目的で特定建設工事共同企業体を結成するものとする。

### (4) 契約の締結

市は、落札者と基本契約、建設事業者と建設工事請負契約、S P C と運營業務委託契約についての各々の仮契約を締結する。

各々の仮契約は、市議会の議決等を得ることにより各々正式の本契約となる。

### (5) 契約を締結しない場合

前記第 3 - 1 - (5) - 4) を参照すること。

### (6) 費用の負担

契約書の作成に係る落札者側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

### (7) 契約保証金

#### ア 設計・建設期間における保証

建設事業者は、建設工事請負契約に係る市議会の議決日の前日までに、請負代金額の 100 分の 10 以上の額を納付すること。（契約保証金に代わる担保として①国債、②地方債、③金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手、④金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書きをした手形、⑤金融機関に対する定期預金債権、⑥市長が確実と認める社債、⑦金融機関の保証、⑧公共工事履行保証証券による保証を提供することができる。また、履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。）

#### イ 運営期間における保証

S P C は、運營業務委託契約に係る市議会の議決日の前日までに、運營業務委託契約に定める契約金額を 20 で除した額の 100 分の 10 以上を契約保証金として納付すること。（契約保証金に代わる担保として①国債、②地方債、③金融機関が振り出し、又は支払

保証した小切手、④金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書きをした手形、⑤金融機関に対する定期預金債権、⑥市長が確実と認める社債、⑦金融機関の保証を提供することができる。また、履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。)

## 第6 提出書類

### 1 入札参加表明時の提出書類

入札参加表明時は、次の書類を提出すること。

書類	様式	部数
入札参加表明書	様式第2号	1部
構成員一覧表	様式第3号	1部
委任状（代表企業）	様式第4号	1部
委任状（代理人）	様式第5号	1部
印鑑証明書（入札説明書等の公表日以降に交付されたもの。）※	—	1部
使用印鑑届（実印に代わる印鑑を契約等に使用する場合。様式は任意。）※	—	1部
第3-1-(2)-2) -オの実績を証する書類	様式第6号-1	1部
第3-1-(2)-2) -カを証する最新の経審の写し	—	該当者各1部
第3-1-(2)-3) -エの実績を証する書類	様式第6号-2	1部
第3-1-(2)-3) -オを証する最新の経審の写し	—	該当者各1部
第3-1-(2)-4) -ウの実績を証する書類	様式第6号-3	1部

※ただし、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する規程に基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登載されている者は、当該名簿に登載されている届出印を使用すること。その場合、印鑑証明書及び使用印鑑届の提出は不要である。

### 2 入札辞退時の提出書類

入札辞退時は、次の書類を提出すること。

書類	様式	部数
入札辞退届	様式第7号	1部

### 3 技術提案書

技術提案書の提出時は、次の書類を提出すること。

書類		様式	部数
技術提案書	第一分冊	事業全体の基本的な考え方に関する提案書	様式第8号
		設計・建設業務に関する提案書	様式第9号
		運營業務に関する提案書	様式第10号
	第二分冊	施設計画図書	表紙：様式第12号
技術提案書の電子データ			CD-R で3部

#### 4 改善技術提案書

改善技術提案書の提出時は、次の書類を提出すること。

書類			様式	部数
要求水準に関する確認書			様式第 13 号	1 部
改善技術 提案書	第一分冊	事業全体の基本的な考え方に関する提案書	様式第 8 号	各 25 部 (正本 1 部、 副本 24 部)
		設計・建設業務に関する提案書	様式第 9 号	
		運營業務に関する提案書	様式第 10 号	
	第二分冊	施設計画図書	表紙：様式第 12 号	
改善技術提案書（下記「事業計画に関する提案書」含む）の電子データ			CD-R で 3 部	

※改善技術提案書と併せて、事業計画に関する提案書も提出すること。

書類	様式	部数
事業計画に関する提案書	様式第 11 号	25 部 (正本 1 部、 副本 24 部)

#### 5 入札時の提出書類

入札時は、次の書類を提出すること。

書類	様式	部数
入札書	様式第 14 号	1 部
入札価格内訳書	様式第 14 号-1	1 部

※開札の立会い時に必要であれば、次の書類を当日持参すること。

書類	様式	部数
委任状（開札の立会い）	様式第 15 号	1 部

#### 6 入札参加資格確認申請時の提出書類

入札参加資格確認申請時は、次の書類を提出すること。

書類	様式	部数
一般競争入札参加資格確認申請書	様式第 16 号	1 部
一般競争入札参加資格確認申請書に係る添付書類 (様式第 16 号参照)	—	1 部

## 第7 提出書類作成要領

### 1 一般的事項

各提出書類を作成するに当たっては、特に市の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は SI 単位とする。また、原則として横書きで記述する。
- (2) 様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。

### 2 技術提案書

技術提案書を作成するに当たっては、特に市の指示がない限り、次の項目に留意すること。

- (1) 様式毎に様式集に示す所定のページ数とし、所定の順番でまとめ、「事業全体の基本的な考え方に関する提案書」、「設計・建設業務に関する提案書」及び「運營業務に関する提案書」で1冊（各提案書の区切りにインデックスを挿入。）、「事業計画に関する提案書」で1冊（各提案書の区切りにインデックスを挿入。）、「施設計画図書」で1冊の計3分冊に分け、各々A4版縦（A3版書類についてはA4版に折込み）・横書き・片面・左綴じとして、各25部（正本1部、副本24部）提出すること。各分冊に各ページの下中央に通し番号（1/\*～\*/\*）をふり、市から送付された入札参加表明確認結果通知書に記載された「受付グループ名」を右下欄に記入する。
- (2) 技術提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- (3) ロゴマークの使用を含めて、構成企業名がわかる記述を避けること。ただし、技術提案書のうちの正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式においては構成企業名を明らかにすること。
- (4) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。
- (5) 市に提出する改善技術提案書の電子データは、Microsoft Word 2003 で読取りが可能なもの、事業計画参考資料（様式第11号-5～9）等は Microsoft Excel 2003 で読取りが可能なものとする。なお、図等を文書に貼り付ける場合は、上記ソフト以外のものを使用してもよい。

(6) 施設計画図面については次のとおりとする。

- 1) 図面は、JIS の建築製図通則に準じて作成すること。
- 2) 右下に図面名称及び市から送付された入札参加表明確認結果通知書に記載された受付グループ名を記入する。

### 3 入札書

入札書を作成するに当たっては、特に市の指示がない限り、次の項目に留意すること。

- (1) 入札書（様式第 14 号（様式第 14 号-1 入札価格内訳書を含む。））は、封筒に入れ、密封して提出すること。封筒の表書き等については、本書別図 3 を参照すること。
- (2) 入札価格は、事業期間にわたる設計・建設業務に係る対価及び運営業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）とし、本書別紙 1 に基づいて算定すること。また、特定事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- (3) 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- (4) 事業計画に関する提案書との整合性を確保すること。

### 4 入札参加資格確認申請時の提出書類

入札参加者は、あらかじめ第 6 - 6 に示す書類を作成しておかなければならない。



## **第8 その他**

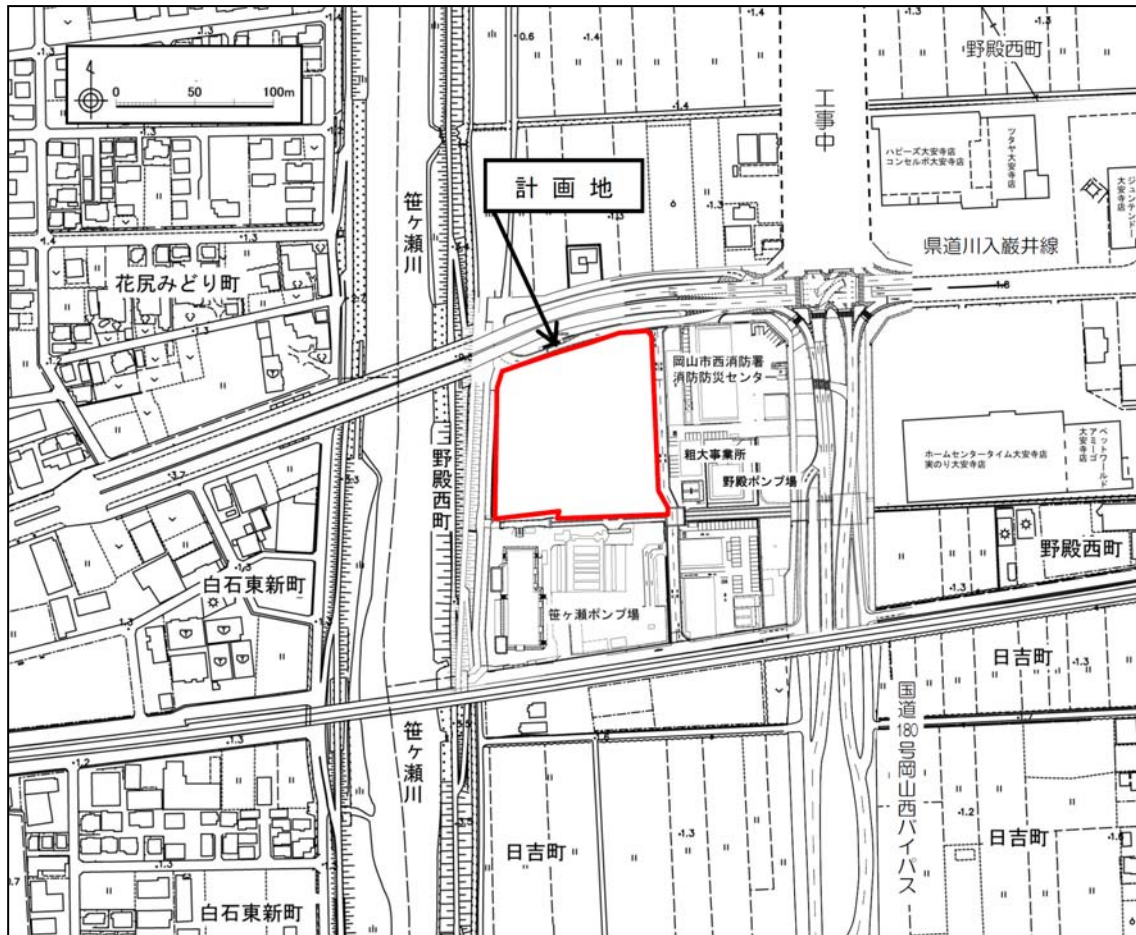
### **1 必要事項等の追加**

本入札説明書に定めることその他、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加資格確認結果の通知前においては岡山市ホームページにおいて公表する。適宜、岡山市ホームページにおいて確認すること。また、入札参加資格確認結果の通知後においては代表企業に通知する。

### **2 情報公開及び情報提供**

岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）に基づき情報公開を行う。また、情報提供は、適宜、岡山市ホームページ等を通じて行う。

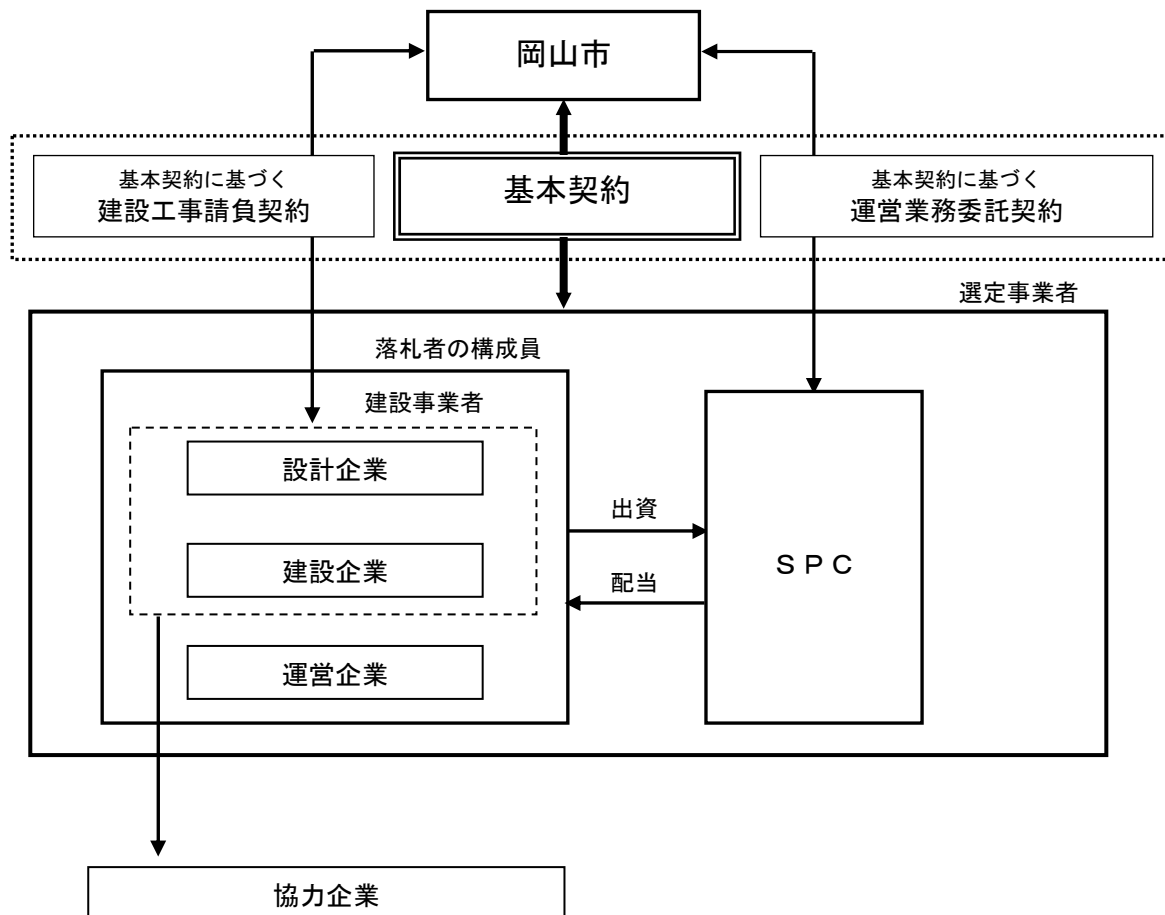
別図 1 計画地案内図



所在地 : 岡山市北区野殿西町 428-2

敷地面積 : 約 9,400 m<sup>2</sup>

別図2 事業スキーム図



※市と落札者の構成員は、基本協定を締結する。

別図3 入札書の提出用封筒

封筒【表：横書】

<p>岡山大供郵便局留</p> <p>岡山市役所 契約課 行</p> <p>入札書在中</p>		<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 40px;"> <tr><td style="text-align: center;">7</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">0</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">0</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">0</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">9</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td></tr> </table>	7	0	0	0	9	1	3
7									
0									
0									
0									
9									
1									
3									
<p style="border: 2px solid red; display: inline-block; padding: 2px;">簡易書留</p>									
到着期日	年 月 日								
事業名	岡山市西部リサイクルプラザ整備・運営事業								

※朱書

封筒【裏：横書】

差出人	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">グループ名</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">代表企業名</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">所在地</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	グループ名		代表企業名		所在地	
グループ名							
代表企業名							
所在地							

封筒の大きさ : 長形3号 (120 mm × 235 mm)

封筒の中に入れるもの : 様式第14号 (様式第14号-1を含む。)

## 別紙1 本事業において市が事業者を支払う対価について

### 1 対価の構成

本事業において市が事業者を支払う対価の構成は、次のとおりである。

対価の構成	対象業務
設計・建設業務に係る対価	①設計業務 ②建設業務 ③その他上記項目の関連業務を含む
運營業務に係る対価	①運營業務 ②その他上記項目の関連業務を含む
資源化物の品質向上に係る対価 (インセンティブフィー)	①資源化物の品質向上

### 2 対価の算定方法

#### (1) 設計・建設業務に係る対価

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
設計・建設業務に係る対価	①設計業務費用 ②建設業務費用 ③その他費用（工事中金利、市への所有権移転費用、施設の設計及び建設に係る保険料等）	<p>■設計・建設業務に係る対価 ＝ 左欄支払の対象となる費用の合計</p>

#### (2) 運營業務に係る対価

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
委託費 A	<p>■変動費</p> <p>①燃料費 ②薬剤費 ③光熱水費（電力等の基本料金除く） ④その他費用（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる）</p>	<p>■各支払期の支払金額 ＝ 各支払期の処理量（実績値）× 提案単価（円/t）</p> <p>※入札価格の算定に当たっては、 ＝ 各年度の処理量（計画値）× 提案単価（円/t）とする。なお、各年度処理量（計画値）については、要求水準書を参照すること。</p> <p>■ごみの種類毎の提案単価に、ごみの種類毎の各年度処理量（計画値）を乗じ、各年度ごみの種類毎に委託費を算定し、合計する。</p> <p>■ごみの種類</p> <p>①粗大ごみ処理施設 ・可燃性粗大ごみ ・不燃性粗大ごみ</p>

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・不燃ごみ</li> <li>②資源選別施設</li> <li>・空きびん</li> <li>・ペットボトル</li> <li>・古紙・古布</li> <li>・発泡トレイ</li> <li>・廃乾電池等</li> <li>・蛍光管</li> <li>・廃食用油</li> </ul>
委託費 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>■固定費（各年度平準）</li> <li>①人件費</li> <li>②維持管理費（補修費除く）</li> <li>③電力等の基本料金</li> <li>④その他費用（SPC運営費等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各支払期の支払金額</li> <li>= [左欄対象費用の運営期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数（4回 × 20年）</li> </ul>
委託費 C	<ul style="list-style-type: none"> <li>■固定費（運営期間を4期に分けて各期平準化）</li> <li>①補修費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補修費は、運営期間について、次の4期に分割して、各期の支払額を異なるものとするを認めるものとする。ただし、各期内の各回の支払額は同一の金額とする。</li> <li>第1期：平成26年度～平成30年度（4年3ヶ月）</li> <li>第2期：平成31年度～平成35年度（5年）</li> <li>第3期：平成36年度～平成40年度（5年）</li> <li>第4期：平成41年度～平成46年度（5年9ヶ月）</li> </ul>

(3) 資源化物の品質向上に係る対価（インセンティブフィー）

区分	対象となる資源化物（以下、「対象資源化物」という。	対価の算定方法
資源化物の品質向上に係る対価	破砕系の鉄類及び破砕系のアルミ類	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各年度の支払金額</li> <li>= 対象資源化物に係る当該年度の売却量 (t) × [対象資源化物に係る本施設の当該年度の売却単価の実績値 (円/t) - 岡山市東部リサイクルプラザの同種資源化物の当該年度の売却単価の実績値 (円/t)]</li> <li>※算出額がマイナスの場合は、ゼロとする。</li> </ul>

### 3 対価の支払方法

#### (1) 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約による。各会計年度における設計・建設業務に係る対価の支払限度額の割合は次のとおりである。

平成 24 年度	0%
平成 25 年度	60%
平成 26 年度	40%

#### (2) 運營業務に係る対価

##### 1) 支払回数

委託費 A : 80 回 (20 年間×年 4 回)

委託費 B : 80 回 (20 年間×年 4 回)

委託費 C : 80 回 (20 年間×年 4 回)

- 2) 市は、本施設の引渡し後、運營業務委託契約書の規定に従い、運營業務に係る四半期報告書を受領した後、確認し、内容に不備がないことを確認した旨を事業者へ通知する。事業者は、当該通知を受けた後、市へ直前の四半期に相当する委託費 A、委託費 B 及び委託費 C に係る請求書を市へ提出する。市は事業者からの請求書を受領後、30 日以内に、事業者が指定する金融機関へ委託費 A、委託費 B 及び委託費 C を支払う。ただし、事業者が、所定の提出日に遅れて市へ提出した場合には、市は、各報告書につき所定の提出日の翌日（同日を含む。）から実際の提出日（同日を含む。）までの日数を積算して得られる日数分だけ、委託費 A、委託費 B 及び委託費 C の支払日を遅らせることができる。

#### (3) 資源化物の品質向上に係る対価（インセンティブフィー）

##### 1) 支払回数

20 回 (20 年間×年 1 回) ※平成 27 年度から適用する。

- 2) 市は、当該年度の最終四半期の四半期報告書の確認通知に併せて、上記 2 - (3) に示す算定方法に基づき当該年度の資源化物の品質向上に係る対価の金額を算定し、事業者に対して通知する。事業者は、当該通知を受けた後、当該年度の資源化物の品質向上に係る対価に係る請求書を、当該年度の最終四半期の委託費 A、委託費 B 及び委託費 C に係る請求書と併せて市へ提出する。市は事業者からの請求書を受領後、30 日以内に、事業者が指定する金融機関へ資源化物の品質向上に係る対価を支払う。

### 4 物価変動等による改定

#### (1) 物価変動等の指標

##### 1) 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約書による。

##### 2) 運營業務に係る対価

運営業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を次に示す。なお、当該指標は、落札者決定後、落札者の提案について合理性及び妥当性があると市が認める場合、協議を行い見直しすることができる。

区分	改定の対象となる費用	指標
委託費 A	①燃料費	消費税を除く国内企業物価指数＞石油・石炭製品＞石油製品＞該当する重油種類（日本銀行調査統計局）
	②薬剤費	消費税を除く国内企業物価指数＞化学製品＞無機化学工業製品（日本銀行調査統計局）
	③光熱水費（電力等の基本料金除く）	消費税を除く企業向けサービス価格指数＞総平均（日本銀行調査統計局）
	④その他費用（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	消費税を除く企業向けサービス価格指数＞総平均（日本銀行調査統計局）
委託費 B	①人件費	消費税を除く企業向けサービス価格指数＞総平均（日本銀行調査統計局）
	②維持管理費（補修費除く）	消費税を除く企業向けサービス価格指数＞総平均（日本銀行調査統計局）
	③電力等の基本料金	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、市と事業者が変更内容をもとに協議し、市が変更等を決定する。
	④その他費用（SPC運営費等）	消費税を除く企業向けサービス価格指数＞総平均（日本銀行調査統計局）
委託費 C	③補修費	消費税を除く国内企業物価指数＞一般機器（日本銀行調査統計局）

### 3) 資源化物の品質向上に係る対価（インセンティブフィー）

資源化物の品質向上に係る対価については、物価変動等による改定は行わない。

## (2) 改定の条件

第1回支払（平成27年1～3月）以降の運営業務に係る対価の支払額については、年1回改定を行うものとする。

毎年、1月1日時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月分の平均値）に基づき見直しを行い、翌年度の運営業務に係る対価を確定する。改定された運営業務に係る対価は、改定年度の第1支払期（6月末）以降の支払に反映させる。



### (3) 改定の計算方法

#### 1) 算定式

運營業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = X \times \alpha$$

ここで、Y：改定後の当該費用（税抜）

X：前回改定後の当該費用（税抜、第1回目の改定が行われるまでは契約書に示された当該費用）

$$\alpha : \text{改定率} \left( \frac{\text{改定時の最新の指標（直近12ヶ月分の平均値）}}{\text{前回改定時の指標（直近12ヶ月分の平均値）}} \right)$$

※当該指標については上記（1）－（2）に示すとおりである。

※第1回支払（平成27年1～3月）の改定については、運營業務委託契約に定めた額を基準額とし、「前回改定時の指標（直近12ヶ月分の平均値）」は「契約締結日を含む月の1日時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月分の平均値）」、「改定時の最新の指標（直近12ヶ月分の平均値）」は「平成26年10月1日時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月分の平均値）」とする。

※当該改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

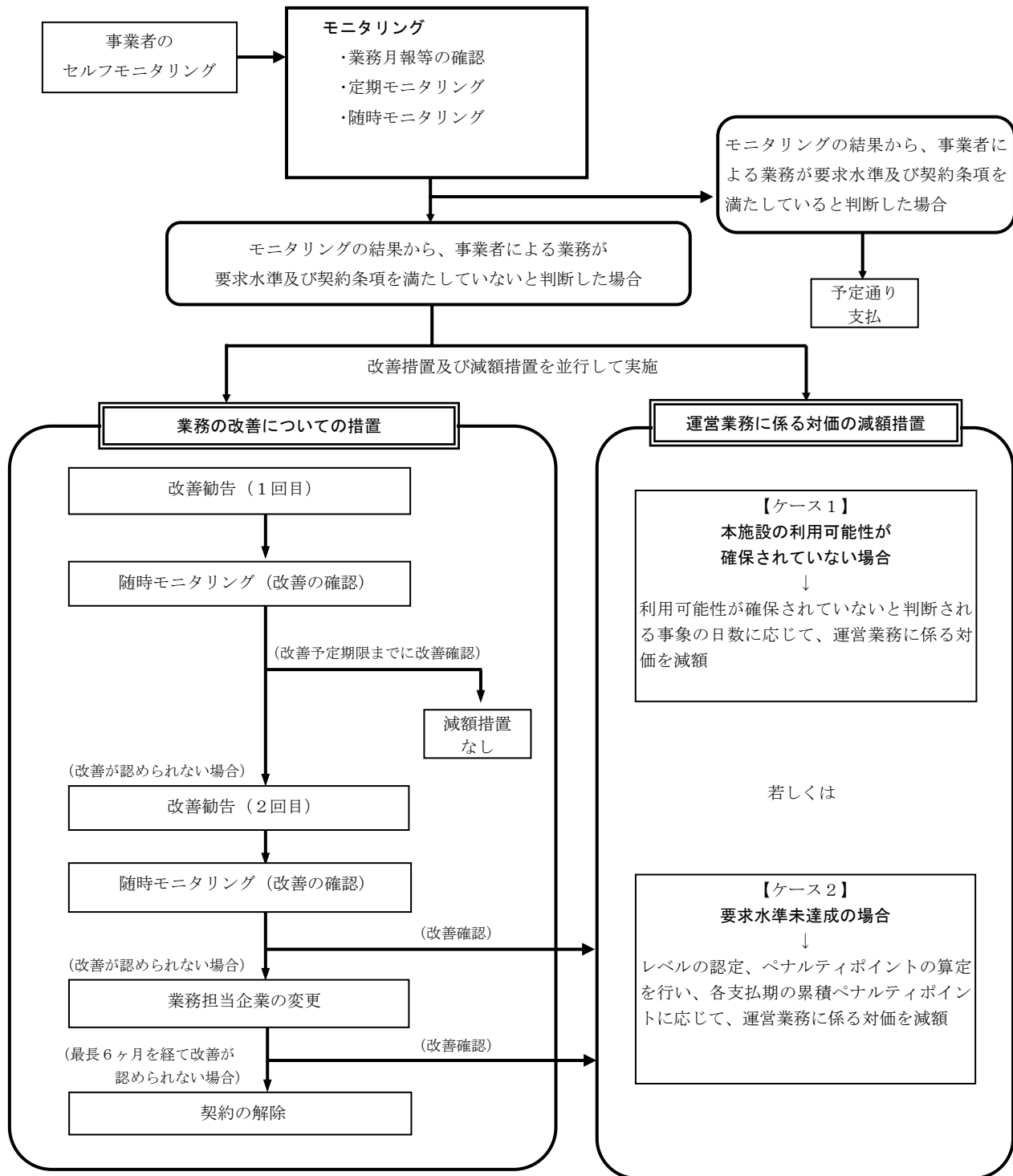
#### 2) 消費税及び地方消費税の改正による改定

運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、市の事業者への支払にかかる消費税及び地方消費税については、市が改定内容にあわせて負担する。

## 別紙2 運營業務に係る対価の減額等の基準と方法

### 1 運営期間中の業務水準低下に関する措置

本事業における運営期間中の業務水準低下に関する措置は、下図に示すとおりとする。



## 2 モニタリングの方法

モニタリングについては、事業者において自己監査（セルフモニタリング）と自立的改善が十分に機能するように措置すべきことを前提として、次のとおり行う。

また、モニタリングは、運營業務に係る対価の減額を目的とするものではなく、市と事業者との対話を通じて、本施設の状態を、利用者が安全・便利に利用できる水準に常に保つことを目的に実施するものである。市及び事業者は、上記目的を達成するため、「相互に協力して利用者にサービスを提供している」ことを意識し、意思疎通や認識の統一を図ることを常に念頭に置いて、モニタリングを実施するものである。

### （1）セルフモニタリング実施計画書の作成

事業者は、運營業務委託契約締結後、次の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し市へ提出し、協議を行い市の承諾を得るものとする。

- 1) モニタリング時期
- 2) モニタリング内容
- 3) モニタリング組織
- 4) モニタリング手続
- 5) モニタリング様式

### （2）市によるモニタリングの方法

本事業における運營業務のモニタリングについては、次のとおりとする。

#### 1) 業務月報等の確認

市は、事業者が運營業務委託契約、入札説明書等及び事業者提案に定める業務の要求水準を満たしているかどうか、事業者から市へ提出される業務月報等の内容を確認する。

#### 2) 定期モニタリングと随時モニタリング

市は、月1回、本施設の現場調査を行い、事業者から提出された業務月報等の記載内容、契約の履行状況について確認を行うものとする（定期モニタリング）。その他、随時必要に応じて、市は本施設の現場調査を行い確認するものとする（随時モニタリング）。

### （3）業務の改善についての措置

#### 1) 改善勧告（第1回目）

市は、上記モニタリングの結果から、事業者による業務が要求水準及び運營業務委託契約の各条項を満たしていないと判断した場合には、事業者に対して、速やかにかかる業務の是正を行うよう第1回目の改善勧告を行うものとする。事業者は、市から改善勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について市と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を市に提出し、市の承諾を得るものとする。

#### 2) 改善の確認

市は、事業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを

行い、業務改善計画書に沿った改善が行われたかどうかを確認するものとする。

### 3) 改善勧告（第2回目）

上記2)におけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと市が判断した場合、市は、事業者に第2回目の改善勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

### 4) 業務担当企業の変更等

上記3)の手続を経ても第2回目の業務改善計画書に沿った期間及び内容による改善が認められないと市が判断した場合、市は当該業務を担当している業務担当企業を変更することを事業者に請求することができる。

### 5) 契約の解除等

市は上記4)の業務担当企業の変更の手続を取った後、最長6ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、市が本契約の継続を希望しない時には、本契約を解除することができる。

## (4) 運営業務に係る対価の減額等の措置

### 1) 運営業務に係る対価の減額の対象

運営業務に係る対価については、業務実施の状況により次表に示す減額措置を行うものとする。なお、減額の対象となる運営業務に係る対価は、委託費Bとする。

ケース	減額事由	減額措置
ケース1	本施設の利用可能性が確保されていない場合	下記2)に従い減額
ケース2	要求水準未達成の場合（ケース1を除く）	下記3)に従い減額

### 2) 本施設の利用可能性が確保されていない場合の措置（ケース1）

市は、上記1)に示すケース1の場合、当該状態の継続する期間（ただし、各年度の「年間運転計画」にて、事業者が市の承諾を得て計画して休止する日を除く。）については、下式のとおり減額するものとする。ただし、ケース1の状態の発生について事業者の責によらないと市が認めた場合はこの限りでない。

$$\text{減額金額} = \left[ \text{委託費 B (固定費)} \right] \times \frac{\text{ケース1の状態の延べ発生日数}}{365^*}$$

※ただし、うるう年については、366とする。

また、ケース1の減額措置の対象となる、利用可能性が確保されていないと判断される事象を次に示す。下記の事象が1日発生するごとに、上記の減額金額の算定の対象となるケース1の状態の延べ発生日数に計上する。

ア 異常事態の発生、その他原因による運転停止の状態又は性能低下により、リサイクルプラザについて予定されている処理対象物の受入ができない状態が生じた場合

### 3) 要求水準未達成の場合の措置（ケース 2）

市は、ケース 1 を除く、運営内容について要求水準の未達成（以下「未達状況」という。）が確認された場合、次の方法により運営業務に係る対価の減額又は支払停止を行う。ただし、未達状態の発生が、事業者の責によらないと市が認めた場合は、この限りでない。

#### ア レベルの認定

市は、未達状況に応じて、次に定めるレベルの認定を行う。

レベル	各レベルの該当事象
レベル 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本施設の利用に軽微な影響を及ぼしている場合（下記レベル 2 及び 3 に該当する場合を除く。）</li> <li>・業務報告の不備</li> <li>・市及び関係者への連絡不備</li> <li>・備品、帳簿類等の管理不行き届き</li> <li>・周辺環境に悪影響を及ぼしている場合</li> </ul>
レベル 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記の理由等により、本施設の円滑な運営に影響を及ぼしている場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>－建物、設備、備品等の定期点検等の未実施や不具合及び故障等の放置</li> <li>－不衛生状態の放置</li> <li>－運営業務における実施内容や時間等の要求事項の不履行</li> <li>－運営業務におけるミスの頻発</li> <li>－その他、要求水準の不履行</li> </ul> </li> <li>・長期にわたる市との連絡不通</li> <li>・周辺環境に重大な悪影響を及ぼしている場合</li> </ul>
レベル 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が適切な管理をしなかったために、重大な事故、本施設の損壊等が発生した場合</li> <li>・不法行為</li> <li>・市への虚偽の報告</li> </ul>

#### イ ペナルティポイントの算定

市は、上記 3) アのレベルに応じ、次のとおりペナルティポイントを算出する。

(ア) 第 1 回目の業務改善計画書に記載された改善期限までに改善が確認された場合、ペナルティポイントは付与しない。第 1 回目の改善期限までに、未達状況が改善されない場合、その改善期限日の翌日を第 1 日目としてペナルティポイントの算定の対象の日数とする。

ただし、上記 2) で述べる、ケース 1 の未達状態の際の運営業務に係る対価の支払減額措置及び上記 3) アに述べるレベル 3 の未達状態の際のペナルティポイントの付与については、上に述べる第 1 回目の改善期限までの減額及びペナルティポイント付与の保留期間の措置はない。

(イ) ペナルティポイントは、未達状況が継続する場合、各事象について 1 日ごとに自動的に加算されていくものとする。ただし、市は、改善の遅延が、事業者の責によらないと市が認めた場合は、ペナルティポイントの加算を中断することができる。

レベル	ペナルティポイント
レベル 1	1 日につき、 2.5 ポイント
レベル 2	1 日につき、 7.5 ポイント
レベル 3	1 日につき、 10.0 ポイント

#### ウ 運營業務に係る対価の減額

各支払期での累積ペナルティポイントが一定値を超える場合、累積ペナルティポイントに応じて、運營業務に係る対価の減額等の措置を行うこととする。

ペナルティポイントの算定及びそれに応じた減額等の措置は四半期で行うものとし、翌四半期にはペナルティポイントは持ち越さない。また、市は、減額後の運營業務に係る対価の支払については、要求水準の未達状況の改善が確認されるまで留保することができるものとする。

累積ペナルティポイント	減額措置内容
10.0 未満	減額措置を行わない。
10.0 以上 50.0 未満	当該支払期の委託費 B (固定費) $\times \frac{1}{4,000} \times$ ペナルティポイント数
50.0 以上	当該支払期の委託費 B (固定費) $\times \frac{1}{2,000} \times$ ペナルティポイント数

### 3 運營業務に係る対価の返還

運營業務に係る対価支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む、市への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ運營業務に係る対価が減額される状態であった場合、事業者は、減額されるべき運營業務に係る対価に相当する額を返還しなければならない。

この場合、当該減額されるべき運營業務に係る対価を市が事業者を支払った日から、市に返還する日までの日数につき、年 3.1%の割合で計算した額の違約金を付するものとする。